

飯島町農業振興総合対策事業－未来へつなぐ農家応援事業 Q&A（最終更新 R7.4.1）

	質 問	回 答
1	補助事業を受けられる回数について	本事業は各農家 1 回限りの補助とさせていただきます。 年度が変わっても、2 回目以降の申請はできません。
2	中古機械を対象として申請できるか	中古の機械については、客観的な判断基準（法定耐用年数やメーカー保守期間の残年数等）により、使用可能期間が 2 年以上残っていると認められる場合に限り対象とします。購入元へ確認してください。（国庫補助事業等に準じます。）
3	機械の修理費用は対象となるか	本事業は、「機械等の取得・導入に要する経費」に限り対象としています。 修理費用は対象となりません。（修理費用は確定申告時、必要経費に計上できます。）
4	個人間の売買も補助対象となるか	個人間の売買は補助対象となりません。
5	法人へ任せている麦やソバの実績を、自身（土地所有者）の出荷販売扱いとして良いか。	麦やソバ等で多い、作業から販売までを受託先の法人等が行う特定農作業受委託（いわゆる名寄せ）の場合、販売名義は受託先が持ちますので、土地所有者の出荷販売扱いとはなりません。